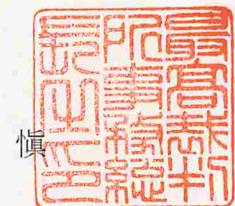


最高裁秘書第1288号

令和2年6月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 中 村

司法行政文書開示通知書

令和2年4月6日付け（同月8日受付、第020053号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成5年10月18日付け総一第275号事務総長通達「衆議院議員又は参議院議員の資格に影響する裁判が確定した場合における衆議院議長又は参議院議長に対する通知について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

衆議院議員又は参議院議員の資格に影響する裁判が確定した場合における衆議院議長又は参議院議長に対する通知について

平成5年10月18日総一第275号高等裁判所長官、地方裁判所長あて事務総長通達

改正 平成6年12月28日総一第393号

平成12年1月18日総一第7号

平成13年2月7日総一第28号

平成25年6月24日総一第716号

平成28年5月25日総一第645号

衆議院及び参議院からの依頼に基づき、標記の通知について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

衆議院議員又は参議院議員に次に掲げる事由が生じたときは、裁判所の長は、速やかに、その裁判書の謄本（上訴審において裁判が確定したときは第一審の裁判書の謄本を、4に掲げる事由が生じたときは当該刑の全部又は一部の執行を猶予した裁判書の謄本を含む。）を添えて、その旨及びその裁判の確定年月日をその議員の所属する議院の議長に通知する。この場合においては、高等裁判所を経由することを要しない。

1. 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第220条第3項に規定する事由が生じたとき。
2. 公職選挙法第254条に規定する事由が生じたとき。
3. 禁錮以上の刑の言渡しを受け、その判決が確定したとき（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときを除く。）。
4. 禁錮以上の刑の全部又は一部の執行猶予の言渡しを取り消す裁判を受け、その裁判が確定したとき。
5. 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4ま

での罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑の言渡しを受け、その判決が確定したとき。

6 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑の言渡しを受け、その判決が確定したとき。

7 公職選挙法第16章に掲げる罪により刑の言渡しを受け、その裁判が確定したとき（同法第252条の規定により選挙権及び被選挙権が停止されたときに限る。）。

8 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6章に掲げる罪により刑の言渡しを受け、その裁判が確定したとき（同法第28条の規定により選挙権及び被選挙権が停止されたときに限る。）。

付記

昭和25年7月12日付け最高裁判所行政、刑事、家庭甲第1号事務総長依命通達「衆議院議員または参議院議員の資格に影響する裁判の確定した場合における通知について」は、廃止する。

付記（平6.12.28総一第393号）

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付記（平12.1.18総一第7号）

この通達は、平成12年4月1日から実施する。

付記（平13.2.7総一第28号）

この通達は、平成13年3月1日から実施する。

付記（平25.6.24総一第716号）

この通達は、平成25年6月30日から実施する。

付記（平28.5.25総一第645号）

1 この通達は、平成28年6月1日から実施する。

2 平成5年10月18日付け最高裁総一第275号事務総長依命通達「衆議院議員又は参議院議員の資格に影響する裁判が確定した場合における衆議院議長又は参議院議長に対する通

知について」の標題の次に「（依命通達）」とあるのを「（通達）」と補正する。

3 平成5年10月18日付け最高裁総一第275号事務総長依命通達「衆議院議員又は参議院議員の資格に影響する裁判が確定した場合における衆議院議長又は参議院議長に対する通知について」は、家庭裁判所長に宛てた関係では、廃止する。